令和７年改正法

**戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
失権事由非該当申立書（配偶者の相続人用）**

　被相続人（戦没者等の配偶者）　　　　　　　　　は、「戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金」を受ける権利を取得してから令和7年3月31日までの間において、遺族（※）以外の者と事実上の婚姻関係になかったことを申し立てます。

　　令和　　　年　　　月　　　日

 請求者(相続人)氏名

　※ 遺族とは、戦没者等の死亡当時、戦没者等と次の親族関係にあった 者で、日本国籍を有していた者を指します。
 　 ♦ 戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 ♦ 上記以外の三親等内親族（戦没者死亡当時、戦没者等と生計
 関係があった者に限ります。）